

雇用の安定を求める意見書

わが国の経済は、一部には持ち直しの兆しが見られるものの、企業収益では改善に足踏みがみられるなど依然として不安材料もあり予断は許さない状況であります。雇用情勢に関しても、着実に改善しているとはいえ、非正規労働者の比率が高まっており、依然として厳しい状況が続いています。

わが国は、働く者のうち約九割が雇用関係の下で働く「雇用社会」であります。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことのできる環境を整備することは、デフレからの脱却、ひいては日本経済と社会の持続的な成長のために必要不可欠な事項であります。

こうした中、政府においては、人材こそが日本が世界に誇る最大の資源であるとの観点から、「世界でトップレベルの雇用環境」を実現することで、産業競争力の強化を目指すこととしています。そこで、従来の日本的雇用システムを変革し、「柔軟で多様な働き方ができる社会」「何度でもチャレンジが可能な社会」を実現するため、日本の強みとグローバルスタンダードを兼ね備えた、新たな日本の就業システムづくりに向け種々検討を重ねております。

しかしながら現状を見ると、大企業・中小企業を問わず「働きすぎが当たり前」と言う日本独特の雇用形態より派生した、いわゆる「ブラック企業」問題。象徴とされる長時間労働をはじめ、労働者の雇用環境は改善しておらず、特に過重労働を原因とした過労死が社会問題となっております。過労死は本人及び遺族のみならず社会にとっても大きな損失であり、過労死防止対策をさらに推進することは喫緊の課題であると言えます。

働くことは、生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、憲法に保障された国民の権利です。

よって、国においては、国民生活の基盤である雇用の安定を図るため、左記の事項を実施するよう強く要望します。

記

- 一 労働規制の改定に当たっては、雇用の安定の観点に重点を置き、慎重な対応をすること。
- 二 派遣労働者のキャリアアップ促進を図るとともに、雇用の安定と処遇改善に向けた措置を講ずること。
- 三 「ブラック企業」に対する実効性ある対策を講じるとともに、過労死防止対策などを総合的に推進すること。また、若年者雇用については、学校における職業教育、進路指導、職業相談等の就労支援をさらに拡充すること。
- 四 雇用・労働政策については、国際労働機関（ILO）の三者構成原則の趣旨を踏まえ、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において十分議論すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十六年十月十六日

東京都中央区議会議長 原田賢一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
あて